

令和元年 10月3日 13:30～16:00  
豊川商工会議所 第1・2会議室

「権利擁護支援(成年後見制度)の普及・啓発と多職種連携による  
ネットワーク構築事業」



# 成年後見学習会1



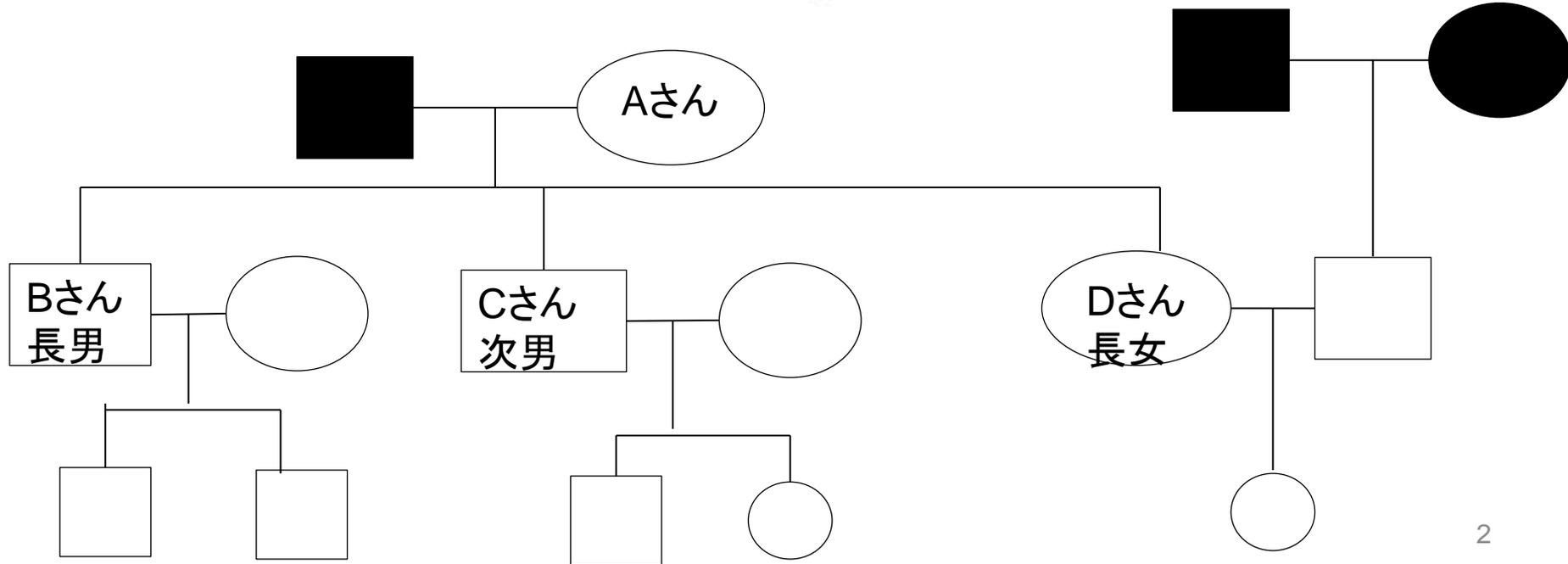
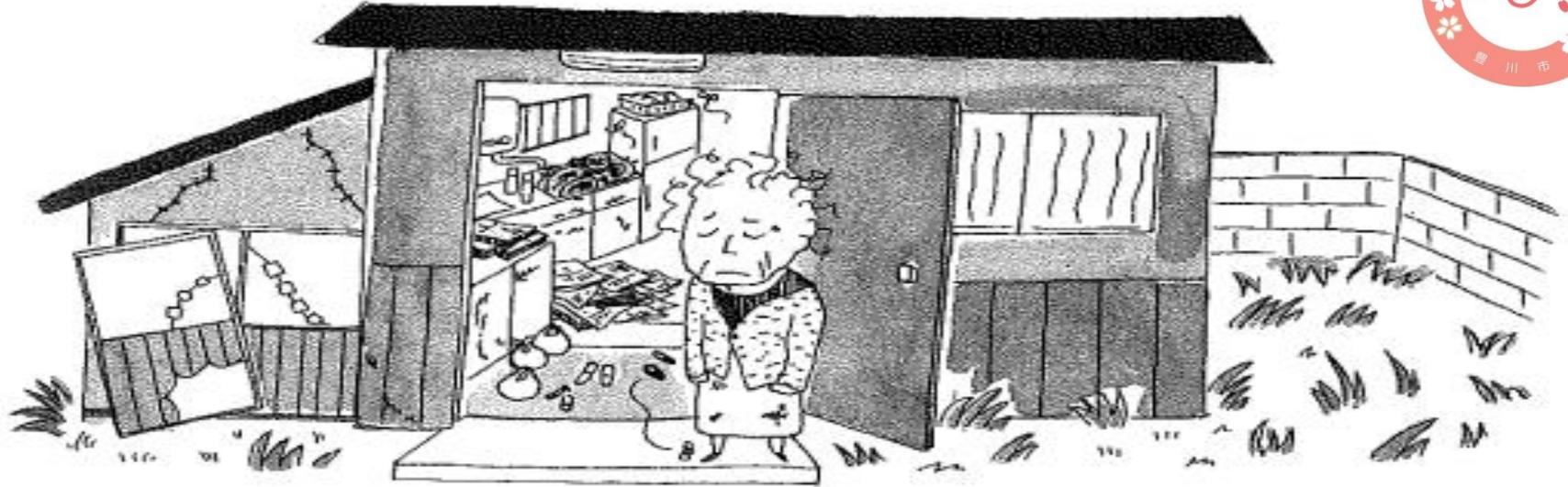
～成年後見制度の申し立てをするには～

認定NPO法人東三河後見センター  
事務局長 工藤明人  
(社会福祉士・介護支援専門員)

平成31年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業

# ワーク1

下の絵とジェノグラム(家族関係図)をみて必要と思われる権利擁護支援について考えてみましょう。☛ワークシート①



# ワーク1 本人情報シート(事例シートを参照)



氏名:Aさん 女性 85歳

ご主人を、10年前に亡くし、それ以来ひとり暮らし。子どもが3人いるが、すべて他県で家庭を築き、3人とも疎遠。父親の葬儀後、顔を合わせたこともない。数年前より、部屋の片付けや、庭の手入れがむづかしくなった。

地域の民生委員さんに、近所の方からの苦情があり、地域包括支援センターにつながったことで、Aさんの生活のしづらさがうきぼりになった。

☛ワークシート①、事例シート

氏名:Aさん 女性 85歳

診断:アルツハイマー型認知症 高血圧 難聴

認知症高齢者の日常生活自立度 IIb

(家庭内でも日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。見られる症状、行動の例として、服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等があげられています。)

## ワーク2

○連絡が取れたDさんが申立人となり、成年後見制度の申し立てをおこなうことになりました。さて……。

☛ワークシート② 本資料スライド番号5～13を参照下さい！！

# 「成年後見制度」って聞いたことありますか？

## 成年後見制度

— 利用をお考えのあなたへ —



成年後見制度は**万能薬**ではありません。  
「作用・効能：権利擁護」  
「副作用：権利侵害」

- パンフレット3ページから6ページ
- パンフレット10ページ、13ページ～14ページ



せいねんこうけんせいど

### 成年後見制度とは



認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（「せいねんこうけんじん成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。



成年後見パンフレット5ページ

# 成年後見制度の手続きの流れ

## 市区町村・民間団体等

市区町村に設置されている地域包括支援センターや社会福祉協議会等、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



裁判所での手続説明を希望される場合は、家庭裁判所の手続案内へ

### 手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDもご覧いただけます。）。

## 家庭裁判所



### 1 申立て

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。

### 2 調査等

- 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。  
※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります（別途費用がかかります。）。

### 3 審判

- 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

### 4 報告

- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。

# 5 申立てについて

①



Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？

A

申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所<sup>かんかつ</sup>にしてください。  
管轄<sup>かんかつ</sup>の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2 誰でも申立てができますか？

A

申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等<sup>しんとう</sup>内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもできます。

※ ご本人から見て次の方たちが、四親等<sup>しんとう</sup>内の主な親族に当たります。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹



# 5 申立てについて

③



**Q4** <sup>かんてい</sup>鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

**A**

ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による<sup>かんてい</sup>鑑定を行うことがあります。  
この場合は、<sup>かんてい</sup>鑑定料が必要になります。<sup>かんてい</sup>鑑定料は個々の事案によって異なります。

※ <sup>かんてい</sup>鑑定料を含め申立てに必要な手数料は、原則として申立人に納めていただくこととなります。

なお、経済的に余裕がない方については、日本司法支援センター（法テラス）による扶助や市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは法テラスコールセンター（0570-078374）及び市区町村の窓口におたずねください。

**Q5** 申立てを取り下げることができますか？

**A**

申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が<sup>せいねんこうけんじん</sup>成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

# 家庭裁判所、当法人、各センター等に封筒にセットしてあります。

## 成年後見申立てセット (後見, 保佐, 補助)

後見開始, 保佐開始, 補助開始の申立てをするのに必要な書類のほか, 成年後見制度を利用するに当たって, 知っておいていただきたいことを記載した説明書がセットになっています。

申立て後に, 申立人, 後見人等候補者と面接を行います。申立ての準備が整いましたら, 申立先の家庭裁判所へ電話連絡し, 事前に面接の予約をしてください。(「受理面接」の予約とお伝えください)。

★ 予約した日時 平成 年 月 日 時 分

名古屋家庭裁判所

### セット内容一覧

- 1 成年後見制度 Q&A
- 2 成年後見等開始申立必要書類 (チェックリスト)
- 3 コピーの取り方  
※ 預金通帳等をコピーする際の具体的な方法を説明しています。
- 4 登記されていないことの証明申請書
- 5 成年後見人・保佐人・補助人の職務について
- 6 手続について (フローチャート)
- 7 申立書等記入用紙
- 8 診断書等

### 成年後見等開始申立必要書類 (チェックリスト)

成年後見等開始の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足や不備があると, 追加提出をお願いすることになりますので, よく確認の上, 提出してください。

1 申立書類	
<input type="checkbox"/> 診断書, 診断書付票, 鑑定連絡票	申立てセット内の家庭裁判所指定の診断書様式で作成してください。「お願い (主治医の先生へ)」と併せて, 診断書等の作成を主治医に依頼してください。
<input type="checkbox"/> 申立書 (後見・保佐・補助)	後見開始の申立ての際, 名古屋弁護士手帳 (判定1度・2度), 愛知障害者手帳 (判定A)の交付を受けておられる本人の場合で, 手帳のコピーの提出があれば, 診断書等の提出は不要です。
<input type="checkbox"/> 本人に関する照会書 (財産目録, 本人予算収支表, 親族関係図)	本人が相続を予定している場合は, 財産目録のほか, 遺産目録も提出してください。
<input type="checkbox"/> 候補者に関する照会書	

2 添付書類		
<input type="checkbox"/> 本人の	戸籍謄本 (全部事項証明書) 住民票 (世帯) 又は戸籍の附票	いずれも3か月以内のものを提出してください。「登記されていないことの証明書」は, 別紙「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項を参考に, 最寄りの法務局の本局で申請するか, 東京法務局でお取り寄せください。
<input type="checkbox"/> 候補者の	登記されていないことの証明書 住民票 (世帯) 又は戸籍の附票	「登記されていないことの証明申請書」に記載された証明事項については, 「成年後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。法務局への申請には, 申立人の戸籍謄本等, 本人と申請者との親族関係が分かる戸籍謄本が必要です。
<input type="checkbox"/> 申立人の	戸籍謄本等 (※)	名古屋法務局・戸籍課の問い合わせ先052-952-8111 (代表) ※本人と申立人との親族関係が分かるもの (本人の戸籍謄本等により分かる場合は不要)

#### 本人の財産についての資料

<input type="checkbox"/> (不動産)	不動産登記事項証明書 (未登記の場合は固定資産税評価証明書) ※売却を予定している不動産については, 不動産登記事項証明書, 固定資産税評価証明書の両方を提出してください。 ※固定資産税評価証明書については, 物件及び不動産評価額の記載のある固定資産税納税通知書のコピーでも構いません。	不動産登記事項証明書は, 法務局でお取り寄せください。固定資産税評価証明書は, 市町村役場税務課でお取り寄せください。
<input type="checkbox"/> (預金)	預貯金の通帳・証書のコピー (過去1年分のコピー)	コピーについては, 「コピーの取り方」を参考にしてください (以下同じ)。
<input type="checkbox"/> (有価証券)	有価証券等のコピー又は証券会社発行の取引残高明細書のコピー	有価証券については, 表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/> (保険)	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/> (負債)	本人が債務者, 連帯債務者, 保証人, 連帯保証人となっている負債について, その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば, 金銭消費貸借契約書, 住宅ローン契約書, 保証書, 返済計画一覧表などのコピー

#### 本人の収支についての資料

<input type="checkbox"/> (収入)	年金・手当額通知書, 確定申告書, 給与明細書, 配当金支払明細書等のコピー	本人の収入を示す資料のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/> (支出)	医療費や施設費の領収書 (直近1か月分), 税金・社会保険の通知書 (納付指示書), 請求書等のコピー	本人に関する支出を示す資料のコピーを提出してください。

従前から, 金銭出納帳, 家計簿等をつけている場合には, 金銭出納帳, 家計簿等のコピーも提出してください。

### 3 費用

<input type="checkbox"/> 収入印紙	各800円 後見 (保佐・補助) 開始 800円 同意権付与・代理権付与 各800円	(例) 後見開始の場合, 800円 保佐開始, 代理権付与の申立ての場合, 1600円 補助開始, 同意権付与, 代理権付与の申立ての場合, 2400円
<input type="checkbox"/> 収入印紙	2600円	登記嘱託費用となります (上記の収入印紙とは別に必要になります)。
<input type="checkbox"/> 郵便切手	310円×3枚 82円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 2円×10枚 1130円×1組 (1072円×1組※)	審理中の通信費用となります (不足の場合, 追加をお願いすることがあります)。  (※1072円×1組は, 保佐又は補助開始の場合のみ必要)
<input type="checkbox"/> 現金	5万円程度 (精神鑑定を行う場合のみ)	後見開始, 保佐開始の審判をする上で鑑定料が必要となる場合があります (鑑定金額は, 事案により, 更に高額 (又は低額) になる場合があります。あらかじめ御了承ください)。

### 4 その他

- 印鑑 (認印で可。申立書に押印したものを持参してください。)

# 申し立てセットの中身には？

後見等開始事件の申立方法について

別紙1

## 専門職関与等のお知らせ

平成28年1月 名古屋家庭裁判所事務支部

お願い(主治医の先生へ)

名古屋家庭裁判所 電話 052-223-2015

(家庭裁判所提出用)

診断書(成年後見制度用)

(表面)

鑑定連絡票

(診断書とともに御提出ください)

本人情報シート(成年後見制度用)

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。  
※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。

成年後見制度 Q&A

Q 成年後見制度とは、どのような制度ですか。

# 申立書等記載例

## 申立書等記入用紙

※ 黒ペン又は黒ボールペンで記載してください。

鉛筆で記載した上で、その用紙をコピーしていただいても差し支えありません。

記載の際には、別添の「申立書等記載例」を参考にしてください。

### 記入用紙一覧表

- 1 申立書
- 2 親族関係図
- 3 本人に関する照会書
- 4 財産目録
- 5 遺産目録
- 6 本人予算収支表
- 7 候補者に関する照会書

# 成年後見制度

は、

## 権利や財産を守るしくみです!!



### ◎成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は…

不動産や預貯金などの**財産の管理**



介護などのサービスや施設への  
入所に関する**契約をする**



遺産分割などの**協議をする**



自分でこれらのごことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあつたおそれもあります。このような判断能力が不十分な方の権利や財産を守るしくみが**成年後見制度**です。

### ◎こんな時にご相談ください

- 一人暮らしの認知症の高齢者が訪問販売で高額な商品を購入している。詐欺被害から守りたい。



- 知的障害をもつわが子のために、親亡きあとの、子どもの生活や財産管理をまかせたい。



- アパート経営をしている父の認知症が進み、管理ができなくなっている。父の代わりに管理したい。



成年後見制度についてくわしく知りたい… 成年後見等の申立て手続きがわからない…  
判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、**成年後見制度**の利用のお手伝いをします。

うれしいな ちいさの人の 思いやり  
社会福祉法人**豊川市社会福祉協議会**

## 豊川市成年後見支援センター

〒442-0068 豊川市通訪3丁目242番地  
豊川市社会福祉会館「ウイス豊川」内

TEL **0533-83-6377** / FAX **0533-83-5222**

H P ● <http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>  
E-mail ● [t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp](mailto:t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp)



HPをご覧ください



(平成28年5月31日発行)

# ◎成年後見制度に関する相談・問合せ

問合せ場所	住所・時間・アドレス等	電話番号
<b>成年後見制度に関する相談</b>		
豊川市成年後見支援センター	平日 8:30～17:15	☎0533-83-6377
認定NPO法人東三河後見センター	平日 9:00～17:30 豊川商工会議所3階	☎0533-80-2707
<b>成年後見制度の手続き案内(申立書類の受け取り)</b>		
名古屋家庭裁判所豊橋支部署係(後見)	豊橋市大国町110 ●一般的な手続きの流れ(ビデオ視聴 約20分)、必要書類についての案内 <a href="http://www.courts.go.jp/koukenp/index.html">http://www.courts.go.jp/koukenp/index.html</a> ●後見Q&Aや、申立て方法の案内等が掲載されています。	☎0532-52-3251
<b>成年後見制度の申立書の提出</b>		
名古屋家庭裁判所豊橋支部署係(後見)	豊橋市大国町110 ●受理面接(事前に電話での予約が必要です)	☎0532-52-3251
<b>成年後見登記に関すること(郵送による「登記されていないことの証明書」の取得など)</b>		
東京法務局後見登録課	東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎	☎03-5213-1360
東京法務局ホームページ(成年後見登記)	<a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html</a> ●成年後見登記、成年後見登記に関する証明書の発行など、申請に必要な書類をダウンロードすることができます。	
<b>成年後見申立て手続き支援に関すること</b>		
愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」	<a href="http://www.aiben.jp">http://www.aiben.jp</a> ※詳しくはホームページをご覧ください。	☎052-203-2677
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	ls-aichi.jp ※詳しくはホームページをご覧ください。	☎052-683-6696
<b>後見人等候補者の紹介に関すること</b>		
愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」	平日 9:00～16:00 愛知県弁護士会館内	☎052-203-2677
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	平日 10:00～15:00 愛知県司法書士会館内	☎052-683-6696
愛知県社会福祉士会「愛知はあとなセンター」	平日 10:00～17:00	☎052-202-3005
認定NPO法人東三河後見センター	平日 9:00～17:30 豊川商工会議所3階	☎0533-80-2707
<b>任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること</b>		
日本公証人連合会ホームページ	<a href="http://www.koshonin.gr.jp">http://www.koshonin.gr.jp</a> ●公証事務Q&A、公正証書作成のため準備する資料等が掲載されています。	
豊橋合同公証役場	豊橋市駅前大通2-33-1 開発ビル9階	☎0532-52-2312
新城公証役場	新城市宇町並16	☎0536-23-5768
<b>申立て費用等の立て替えに関すること</b>		
日本司法支援センター/法テラス・サポートダイヤル /法テラス三河	平日 9:00～21:00/土 9:00～17:00 平日 9:00～17:00/祝日を除く 同晴市十王町2-9 同晴市役所西庁舎(南棟)1階	☎0570-078374 ☎0503383-5465
<b>身寄りがない方などの市長申立てに関すること</b>		
豊川市役所福祉部福祉課	平日 8:30～17:15	☎0533-89-2159
豊川市役所福祉部介護高齢課	平日 8:30～17:15	☎0533-89-2105
豊川市成年後見支援センター	平日 8:30～17:15	☎0533-83-6377
<b>日常生活自立支援事業に関すること</b>		
豊川市成年後見支援センター	平日 8:30～17:15	☎0533-83-6377